

新公会計事務

(1) 建設仮勘定の精算事務の不備

対象受 検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
松原高 等学校	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了（供用開始）しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="332 592 1377 751"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>支出金額</th> <th>精算すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事</td> <td>1,479,739円</td> <td>1,479,739円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	支出金額	精算すべき金額	大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事	1,479,739円	1,479,739円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7)建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【大阪府建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p>	<p>過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため会計局会計指導課に修正登録を依頼し、平成31年2月28日付けで修正登録が完了し本資産勘定への精算が行われた旨の連絡を受けた。</p> <p>また、財産系の処理については財産活用課の指導の下に公有財産台帳システムの修正を行い、平成31年2月28日付けで登載処理が完了した。</p> <p>今後は、建設仮勘定の処理方法等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。</p>
契約件名	支出金額	精算すべき金額							
大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事	1,479,739円	1,479,739円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月16日）